



倉敷外語学院規則



〒710-0055

岡山県倉敷市阿知 3 丁目 10-33

TEL:086-441-4948

FAX:086-441-4949

E-MAIL: kla.appli@kurashikigaigo.jp

URL: <http://kurashikigaigo.jp/>

倉敷外語学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、国際交流を図り、以って国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、倉敷外語学院という。

(位置)

第3条 本学は、岡山県倉敷市阿知三丁目10番33号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
進学2年コース	2年	200人	10クラス	4月生
進学1年半コース	1年6ヶ月	180人	9クラス	10月生
計		380人	19クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 夏季休業(8月1日から8月第4日曜日まで)

(5) 冬季休業（12月23日から1月第2月曜日まで）

(6) 春季休業（3月第3土曜日から4月第1日曜日まで）

2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条 授業の終始時刻は、下記のとおりとする。

区分	時 限	授 業 時 間 帯
第一部	1時限	9:00～9:45
	2時限	9:55～10:40
	3時限	10:55～11:40
	4時限	11:50～12:35
第二部	1時限	13:25～14:10
	2時限	14:20～15:05
	3時限	15:20～16:05
	4時限	16:15～17:00

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

但し、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

(1) 進学2年コース

教 育 課 程	内 容	週当たり授業時数等
初級 I	日本語の発音・表記 漢字約200字、基本語彙1,000語の習得 基本的な文型・文法の習得 日本語能力試験 N4程度の言語能力を習得	20時間（5日）

初級Ⅱ	基本漢字語約400字、語彙約1,500語の習得 日本語能力試験N3程度の文法・読解力・会話力をつける	20時間(5日)
中級Ⅰ/中級Ⅱ	漢字1,000字、語彙6,000語の習得 日本語能力試験N2程度の文法・読解力・会話力をつける	20時間(5日)
上級	漢字約2,000字、語彙10,000語の習得 日本語能力試験N1程度の文法・読解力・会話力をつける	20時間(5日)

(2) 進学1年半コース

教育課程	内 容	週当たり授業時数等
初級Ⅰ	日本語の発音・表記 漢字約200字、基本語彙1,000語の習得 基本的な文型・文法の習得 日本語能力試験N4程度の言語能力を習得	20時間(5日)
初級Ⅱ	基本漢字語約400字、語彙約1,500語の習得 日本語能力試験N3程度の文法・読解力・会話力をつける	20時間(5日)
中級Ⅰ/中級Ⅱ	漢字1,000字、語彙6,000語の習得。 日本語能力試験N2程度の文法・読解力・会話力をつける	20時間(5日)
上級	漢字2,000字、語彙10,000語の習得 日本語能力試験N1程度の言語能力を習得	20時間(5日)

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、課題提出、学習態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員

- (3) 教員 14人以上(うち専任5人以上)
 - (4) 生活指導担当者 2人以上(うち専任1人以上)
 - (5) 事務職員 2人以上(うち専任1人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 本校が国外で実施する筆記試験(日本語・英語・数学)と面接試験に合格した者
- (4) 専攻したコースの授業を修了するに耐えうる健康、体力を有する者
- (5) 学習を修了するための十分な経費支弁能力があること
- (6) 信頼のおける保証人を有する者
- (7) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金の及び必要な書類を添えて、入学手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病(含「感染症発生時」)その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第15条 退学や転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒章)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒章を授与する。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この規則その他本学の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、以下の表に定める。

項目	4月入学(2年)		10月入学(1年6か月)	
	初年度(1年間)	2年次(1年間)	初年度(1年間)	2年次(6か月)
入学金	50,000円	—	50,000円	—
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	300,000円
諸費用	55,000円	55,000円	55,000円	30,000円
合計	705,000円	655,000円	705,000円	330,000円

※上記の他に、出願者は本校へ願書提出時に願書選考料として22,000円を支払う。

※諸費用とは、教科書、健康診断、学生保険、行事等に係る費用。

(納入)

第20条 1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、以下の場合を除き原則として返還しない。

ア. 在外公館にて入国査証(ビザ)の申請が認められなかった場合(発給拒否)

「入学許可書」の返還と、入国査証が発給されなかったことが証明できる書類が提出された場合、

願書選考料(22,000円)及び入学金(50,000円)を除く納入金を返還する。

イ. 本人のやむを得ない理由により、入学を辞退する場合

「在留資格認定証明書」と「入学許可書」の返還があった場合、願書選考料(22,000円)及び入学金(50,000円)を除く納入金を返還する。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、設置者において別に定める。

2 前項の規定は、校長の意見を尊重して定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、入学後早期に行い、以後1年ごとに行う。

(安全・危機管理)

第25条 気象警報発令時及び災害発生時は校内で情報共有を徹底する。避難勧告発令時は校長指示により速やかに避難場所に避難する。又、災害発生時は監督官庁(警察・消防・気象庁等)の指示に従い校長指示により速やかに行動する。

(細則)

第26条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。